

「表紙共20枚」

令和7年2月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和7年3月10日(月曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1番 石井照久	11番 原田文利
2番 中島浩司	12番 中島幸一郎
3番 飯田 隆	13番 平川 修
4番 穴井浩司	14番 横田秀喜
5番 河津祐二	15番 川津清則
6番 川良澄子	16番 井上俊勝
8番 湯浅正徳	17番 財津満寿光
9番 樋口虎喜	18番 梶原真悟
10番 高瀬義徳	19番 河津裕治

4 出席事務局職員

主幹(総括) 今田秀樹 主幹 武内義則 主幹 麻生純一 主査 藤原束託 主査 櫻木悠輔

2 月定例総会議事日程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条許可処分取消願いの件

第2号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第6号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について

第7号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第8号 日田市農業委員会事務規程の一部改正について

第9号 3月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく合意解約について

第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について

第3号 非農地判断の件

7 その他

(1) 「令和7年度最適化活動の目標の設定等」について

(2) 『令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画』について

(3) 3月現地調査

[日時] 3月25日(火) 午前9時～ *調査委員のみ

(4) 3月調査委員会

[日時] 3月28日(金) 午前9時～ *会長・副会長・調査委員

(5) 3月定例総会

[日時] 4月8日(火) 午後2時～ [会場] 7階 大会議室

(6) 行事日程

3月19日(水) ウーマンアグリネットおおいた 農業法人巡り in 西部(大分市→九重町)

*川良澄子委員・中嶋ひとみ委員・高倉一二美委員

(7) その他

・2月分 活動記録簿・農地利用最適化活動の記録メモの提出日

・2月分 戸別訪問聞き取り用紙・集計表の提出日

<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は前津江区域担当の佐藤学推進委員、中川区域担当の高瀬俊和推進委員より、欠席の連絡をいただいております。</p> <p>日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りさせていただきます。</p> <p>議事進行上、発言をされる場合は、挙手をして、議長が指名した後に発言されるようお願いいたします。</p> <p>携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、再度ご確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を整理することとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>改めまして、こんにちは。</p> <p>3月の5日の日に、県の農業会議の役員会に出席をいたしました。</p> <p>その中の雑談の中でですね、県農業会議の会長達をはじめですね、農産物の価格の高騰ですね、米を含むということでございます。適正価格の調査に向けて動きたい、ということでございます。</p> <p>日田市におきましてもですね、農家がですね、いくらで売れば利益が出るのか、また調査を行ってですね、耕作意欲を失わないように進めてまいりたいと思います。</p> <p>また、この件に関しましてですね、適正価格を下回った時のことですよね。国・県に対して、補填等の要望等を行うという予定でございます。</p> <p>それでは、着座いたしまして議事を進行してまいりたいと思います。</p>

	<p>会議規則第17条により、議事録署名委員は、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>はい、ありがとうございます。 それでは議事録署名委員を指名させていただきたいと思います。5番 河津祐二委員・19番の河津裕治委員のお二方でございます。</p> <p>それでは、議案訂正がございましたら、事務局お願いいたしたいと思います。</p> <p>事務局 (今田秀樹)</p> <p>本日は、議案訂正はございません。 以上です。</p> <p>議長 (石井照久)</p> <p>ありがとうございます。 では早速、議案の審議に入りたいと思います。 今回の調査委員は、2番 中島浩司委員・8番 湯浅正徳委員、10番 高瀬義徳委員の3名の方でございました。</p> <p>その中で調査委員長ですね、10番の高瀬義徳委員にお願いしたいと思います。 はい、それでは高瀬委員、現地調査のこととか、一言お願いしたいと思います。</p> <p>調査委員長 (高瀬義徳)</p> <p>今月の調査委員長の高瀬義徳です。 2月の21日に、2番 中島浩司委員と8番 湯浅正徳委員、事務局3名と現地を見て回りました。 詳細については事務局より説明いたしますが、慎重な審議を、よろしくお願いを申し上げたいと思いま</p>
--	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>す。</p> <p>はい、それでは第1号議案 農地法第3条許可処分取消願いの件、1件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>議案1頁、議案第1号 農地法第3条許可処分取消願の件についてです。 番号1、大字内河野〇他二筆で、地目は、〇は登記簿・現況ともに畑、〇と〇は登記簿・現況ともに田、 面積が合計977㎡です。 譲渡人は内河町の〇さん、譲受人は中釣町の〇さんです。 こちらは令和4年5月9日の定例総会にて、同筆含めて三筆で、3条の許可申請で許可を受けた内容になります。許可後に登記をしないまま現在に至り、経営悪化に伴う規模縮小のため、売買を白紙に戻すよう、 双方で協議の上、その土地の許可取消願が出されたものになります。 スライドに行きます。県道朝田日田線を、石井小学校から内河野公民館方面に入っていきまして赤い丸で 示したところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。 耕作は、草を刈って管理はされておりましたので、綺麗な状態になっております。 私からは以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 農地法第3条許可処分取消願の件でございます。 この案件に対しまして、何かご質問ある方、挙手をお願いいたします。</p>
<p>14番 (横田秀喜)</p>	<p>はい。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>横田委員どうぞ。</p>
<p>14 番 (横田秀喜)</p>	<p>14 番 横田です。 これは事情が解らないので質問なんですけど、こういう令和4年に3条許可を取っておいて、買い手が「途中で買えなくなったんで取り消してくれ」と、こういうことは結構あるんですか。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>通常ではありません。 許可書をお渡しする時に、そのまま登記を続けてお願いします、というものをお渡ししております。ただ、この方は、〇さんであります、〇という協議をされたそうです。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>14 番 (横田秀喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>他に何かございますか。 よろしいですか。 はい、それでは許可処分を取り消してよろしいでしょうか。 (はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。 それでは、3条の許可処分取り消したいと思います。</p> <p>続きまして2頁です。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の件、7件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。議案2頁、議案第2号 農地法第3条についてです。 今月は7件の申請がありました。 番号7、大字有田〇他二筆で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が合計1,333㎡です。 譲渡人は有田町の〇さん、譲受人は上手町の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。 スライドに行きます。県道日田玖珠線を東有田振興センター方面に進みました、有田小学校付近の赤い丸で示したところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。農地が広いので、写真方向を2つに分けて撮っております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。 続いて番号8、大字羽田〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が762㎡です。 譲渡人は日の本町の〇さん、譲受人は上手町の〇さんです。体調不良のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。 スライドに行きます。県道日田玖珠線を東有田中学校方面に進みまして、羽田多目的交流館手前の北側に位置します、赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。現地の写真になります。現在、現地には、椎茸原木を伏せ込んでいますとともに、榊を植栽しております、譲受人が今後出荷を計画していると確認しております。 続いて番号9、前津江町赤石〇と〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が合計3,630㎡です。 譲渡人は前津江町の〇さん、譲受人は前津江町の〇さんです。遠方のため譲り渡したい、譲り受けて規模</p>

拡大したい、とのことでの申請です。

スライドに行きます。県道日田鹿本線を前津江方面に進みまして、そこから県道西大山大野日田線に左折しまして、川津食品赤石工場さんを過ぎた赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いので、写真方向を3枚に分けて撮っております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。写真方向③の写真です。こちらの方は、ハウスを利用してイチゴの耕作を今後計画していると確認をしています。

続いて番号10、大字鶴河内〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が634㎡です。

譲渡人は鶴河内町の〇さん、譲受人は鶴城町の〇さんです。譲受人の希望に応じて譲り渡したい、譲り受けて新規就農、家庭菜園をしたい、とのことでの申請です。

スライドに行きます。国道211号を大鶴振興センター方面に進みまして、そこから県道宝珠山日田線に入りまして、小鹿田地区の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。

続いて番号11、大字三和〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が375㎡です。

譲渡人は熊本県の〇さん、譲受人は財津町の〇さんです。遠方のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。

スライドに行きます。国道212号を中津方面に進みまして、市道日ノ出藤山線を財津町公民館付近の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。現地の写真になります。現在、梅が植栽されていますので、今後も梅を自家消費で利用するそうです。

番号12、大字北豆田〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が561㎡です。

譲渡人は福岡県の〇さん、譲受人は熊本県の〇さんです。遠方のため譲り渡したい、実家近くの農地を譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。

スライドに行きます市道日ノ出線を日田林工高等学校方面に進みまして赤い丸で示したところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。譲受人は、近くに自宅がありまして、週末は日田で農業を行っている方になります。青で示しておりますが、隣接の農地を所有しておりまして、この譲受

<p>調査委員長 (高瀬義徳)</p> <p>事務局 (麻生純一)</p> <p>議長 (石井照久)</p>	<p>人の方の所有地を通して、この農地に行くようになっております。この農地も、毎年水稻を耕作しており、今回の申請地とあわせて、一体的な管理ができると考えております。現地の写真です。</p> <p>続いて番号13、大字三和〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が1,268㎡です。</p> <p>譲渡人は石川県の〇さん、譲受人は天神町の〇さんです。遠方のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。</p> <p>スライドに行きます。国道212号を清水町方面に進みまして、JAおおいた梨選果場付近の赤い丸で示したところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。現地の写真になります。申請人は西瓜と白菜の耕作を計画していると確認しております。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長から、ご意見をいただこうと思います。</p> <p>ただいま事務局より説明していただきましたとおり、7件の申請がありました。特に問題は無いと思います。慎重な審議を、よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それではチェックシートについてです。資料No.1の1から2頁が農地法第3条になっています。すべて該当しないことが条件です。書類審査、現地確認で該当しないことを確認しています。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>今、事務局の方で説明がございましたが、何かあれば、ご質問を受けたいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
--	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、これにつきまして、別紙チェックシートの通り、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご承認いただけますでしょうか、ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ご賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>全員賛成でございますので、第2号議案は原案通り決定いたしました。</p> <p>引き続きまして議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の件、5件でございます。</p> <p>事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原束託)</p>	<p>はい。私から議案書6頁、議案第3号 農地法第4条の申請について説明いたします。</p> <p>今月は5件の申請が出ています。</p> <p>番号2、申請地は、前津江町柚木〇番の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑、面積は47㎡です。</p> <p>申請人は前津江町柚木の〇さんです。申請理由は、自宅敷地内の申請地が農地となっているため、許可を受け、住宅用地として使用したい、との案件になります。</p> <p>場所の説明です。県道小畑日田線を前津江方面に進み、旧出野小学校を過ぎた星払集落内の赤い丸で示し</p>

ているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。こちらが利用計画図になっております。

続いて番号3、申請地は大字西有田〇の第2種農地です。地目は、登記簿 畑、現況 雑種地です。面積は201 m²です。

申請人は坂井町の〇さんです。申請理由は、現在、庭園及び家庭菜園用地として使用しているが、農地であるため、住宅用地として転用したい、との申請です。こちらの案件は一部庭園として使用しているため、一部追認となりますので、後日、始末書を徴取いたします。

場所の説明です。国道212号を大分県済生会日田病院さん方向に進み、日田信用金庫清水支店さん交差点を右折し、坂本橋を渡り、左折した赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。現地の写真を2枚に分けて撮っております。写真方向①の写真になります。写真方向②の写真です。

続いて番号4、申請地は大字三和〇の第2種農地です。地目は、登記簿 畑、現況 宅地です。面積は497 m²です。

申請人は福岡県北九州市の〇さんです。申請理由は、現在、申請地をすでに住宅として使用しているが、許可を受けていなかったため、住宅用地とするものです。こちらの案件は、数十年前から宅地として使用しているため、追認の案件となりますので、後日、始末書を徴取いたします。

場所の説明です。日田市立三和小学校横の市道日ノ出藤山線を北に800mほど進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

続いて番号5、申請地は大山町東大山〇の第2種農地です。地目は、登記簿 畑、現況 雑種地です。面積は420 m²です。

申請人は大山町東大山の〇さんです。申請理由は、現在、申請地をすでに住宅用の庭園として使用しているが、許可を受けていなかったため、住宅用地とするものです。こちらの案件も追認の案件となりますので、後日、始末書を徴取いたします。

場所の説明です。国道212号を南下し、有限会社大山キノコセンターさんを過ぎ、小五馬橋を渡った赤い

	<p>丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。</p> <p>続いて番号6、申請地は大字庄手で○他一筆の第3種農地です。地目は、登記簿 田、現況 宅地です。二筆の合計面積は491㎡です。</p> <p>申請人は日ノ隈町の○さんです。申請理由は、現在、申請地にすでに住宅を建設しており、許可を受けていなかったため、住宅用地とするものです。</p> <p>場所の説明です。国道212号、玉川バイパス、日ノ隈交差点を進み、浄明寺橋手前を左折した赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。</p> <p>以上、4条は5件となります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長から、ご意見をいただこうと思います。</p>
<p>調査委員長 (高瀬義徳)</p>	<p>ただいま事務局に説明していただきました通り、今月申請のありました5件のうち4件が追認の案件です。</p> <p>現地を調査しましたが、問題は無いと判断したところです。</p> <p>委員の皆様の方、慎重な審議をよろしく願いをいたします。</p>
<p>事務局 (藤原束託)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、チェックシートについてです。資料No.1の3から4頁が農地法第4条についてになっています。すべてに該当しないことが条件です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように、追認が4件でございます。</p> <p>皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。</p>

<p>11番 (原田文利)</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。</p> <p>原田委員、どうぞ。</p>
<p>11番 (原田文利)</p>	<p>11番 原田ですけど、最後の6番案件の航空写真の拡大を出してください。 今回の現況の以前は、どういった状況だったか、説明してもらえますか。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。以前、申請人は、ここの家に住んでおりました、新しく申請地に家を建てた状況になっています。 この申請地は畑で、家庭菜園として使用してまして、今回、家を新しく建てたという案件です。</p>
<p>11番 (原田文利)</p>	<p>今回、追認案件が多いんですけど、特に、ここは都市計画区域で、当然、確認申請する中での状況であれば、本来、建てる前にですね、許可を取らなきゃいけない、という案件というのは判ってたはずですけども、もう、今、建ってしまってから、後付けということですね。 今後は、十分に注意をしてもらいたいと思います。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。 何か他にございませんか。よろしいですか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートの通り、農地法第4条第2項及び第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご承認いただけますでしょうか、ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>ご賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>全員賛成でございますので、議案第3号は、原案通り許可相当といたします。</p> <p>続きまして9頁ですね、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件、8件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。議案書9頁、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてです。</p> <p>今月は8件の申請がありました。</p> <p>番号7、申請地は大字山田〇他一筆の第2種農地です。地目は二筆ともに登記簿・現況ともに畑です。二筆の合計面積は2,439㎡です。</p> <p>賃貸人は山田町の〇さん、賃借人は山田町の〇さんです。こちらの案件は、〇工事のため、作業ヤード、</p>

仮設道、工事資材置場として一時転用する案件になります。

場所の説明です。山田原にある日田市バイオマス資源化センターから市道用松千倉西河内線を千倉ダム方向に進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。こちらが利用計画図になっております。

続きまして番号8、申請地は大字山田〇の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は1,141 m²です。

賃貸人は山田町の〇さんです。賃借人は山田町の〇さんです。こちらの案件も、先ほど説明いたしました番号7の申請と同一の内容で、〇工事のため、作業ヤード、工事資材置場として一時転用する案件になります。

場所の説明です。先ほど説明いたしました番号7の申請地の向かい側の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。こちらの利用計画図になっております。

続いて番号9、申請地は大字高瀬〇他一筆の第3種農地です。地目は、登記簿 田、現況 畑です。二筆の合計面積は1,073 m²です。

譲渡人は琴平町の〇さんです。譲受人は諸留町の〇さんです。申請理由は、資材置場として造成したい、とのことです。

場所の説明です。日田市上野浄水場から日田バイパスを大山方面に向かう途中にある赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。こちらが利用計画図になっております。

続いて番号10、申請地は天瀬町合田〇他一筆の第2種農地です。地目は〇が登記簿・現況ともに田、〇が登記簿・現況ともに畑です。二筆の合計面積は1,255 m²です。

譲渡人は亀川町の〇さんです。譲受人は石井町三丁目の〇さんです。申請理由は、譲渡人が高齢かつ後継者が居ないことから管理・耕作することが出来ないため、譲受人が土地を譲り受け、ヤマモミジやセンダンを植林し、山林として管理したいとのことです。

場所の説明です。国道210号を市立東溪中学校方面に進み、新合田橋を渡り、右折し、JR久大本線沿いを300mほど進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

続きまして番号11、申請地は大字西有田〇他二筆の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。三筆の合計面積は1,819㎡です。

譲渡人は坂井町の〇さんです。譲受人は東京都港区の〇さんです。申請理由は、申請地を7区画の宅地分譲用地として造成したい、とのことです。

場所の説明です。国道212号を大分県済生会日田病院さん方向に進み、日田信用金庫清水支店さん交差点を右折し、大分自動車道方向へ進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。こちらが土地利用計画図になります。

続いて番号12、申請地は南元町〇の第3種農地です。地目は、登記簿 田、現況は畑です。面積は487㎡です。

譲渡人は大阪市にお住まいの〇さんです。譲受人は南元町の〇さんです。申請理由は、〇駐車場用地として造成したい、とのことです。

場所の説明です。国道386号沿いの若宮病院さん、裏手の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の外観から写した写真です。敷地全体にビニールハウスを設置していますので、写真方向を外観とハウス内の写真で分けております。写真方向②のハウス内の写真です。土地利用計画図になります。

続きまして番号13、申請地は天瀬町馬原〇の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は798㎡です。

譲渡人は桃山町の〇さんです。譲受人は天瀬町女子畑の〇さんです。申請理由は、植林し山林として管理したい、とのことです。

場所の説明です。天瀬町馬原の草三郎集落から、九州池田記念墓地公園方向に進んだ途中の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

	<p>続きまして番号14、申請地は大字夜明〇の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は1,673㎡です。</p> <p>賃貸人は夜明関町の〇さんです。賃借人は福岡市博多区の〇さんです。こちらの案件は、〇工事で使用する資材置場兼駐車場用地として、一時転用するものになります。</p> <p>場所の説明です。国道386号を福岡方面に進み、夜明関町を過ぎ、市道杷木山関線を大分自動車道方向に上がっていく途中の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。こちらが土地利用計画図になっております。</p> <p>以上、5条は8件となります。</p> <p>それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p>
<p>調査委員長 (高瀬義徳)</p>	<p>農地法第5条の案件は、ただいま事務局に説明していただきました。</p> <p>今月は申請が8件ありました。</p> <p>現地調査しましたが、特に問題は無いと思います。</p> <p>慎重な審議をよろしく願いをいたしたいと思います。</p>
<p>事務局 (藤原束託)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではチェックシートについてです。資料No.1の5から8頁が、農地法第5条についてになっています。すべてに該当しないことが条件です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>全部で8件でございました。議案第4号でございます。</p> <p>この中で何かございましたら、質問を受けたいと思います。</p>

<p>11 番 (原田文利)</p> <p>事務局 (藤原東託)</p> <p>11 番 (原田文利)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>原田委員どうぞ。</p> <p>11 番 原田ですけど、最後の一時利用の件です。 これ土地利用では、相当盛り上げて駐車場を仮設で作ると。また、農地の現状に戻す場合の図面とか、そういうのがあるんですか。また転用をするのか、それとも元の地形に戻すのか、また形状変える場合、手続きが要るんですか。</p> <p>今回の申請では、現状のまま使用するというので、こちらの入口の方だけにちょっと鉄板を敷くだけであって、こちらの駐車スペースのところはそのままの状態で使用するというのを聞いております。</p> <p>わかりました。 今、土地利用計画図を見ると、結構盛土するような図に見えたものですから、確認で質問しました。</p> <p>他に何かございませんか。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、無ければですね、この件につきまして、別紙チェックシートの通り、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしたいと考えます。 ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
---	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方は挙手お願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、議案第4号は原案通り許可相当といたします。</p>
	<p>調査委員長さん、これで終わりでございますから、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (高瀬義徳)</p>	<p>今回は、農地法第3条から第5条の申請が20件と多かったです、現地調査をスムーズに終えることが出来ました。</p>
	<p>調査委員・事務局委員の皆様方、どうもお疲れ様でございました。 そして、委員の皆様、慎重なご審議、どうもありがとうございました。 以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。お疲れ様でございました。</p>
	<p>それでは13頁です。議案第5号でございます。農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件でございます。</p>
	<p>議事参与の方が居られますので、退室の方、お願いいたします。2番 中島浩司委員でございます。</p>
	<p>(中島浩司委員退室)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは2番の中島浩司委員の件を先にしたいと思います。 13頁、No.10です。借り手 有限会社中島農場さんでございます。 これについて何かございますか。エリアの方、よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、無ければですね、別紙の通り、基本構想の各要件を満たしていると考えます。 ご意見が無かったらご承認いただきましょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。承認いたしたいと思います。</p> <p>(中島浩司委員入室)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは残りの案件に対しまして、意見をいただきたいと思います。 原田委員、お願いいたします。</p>
<p>11番 (原田文利)</p>	<p>はい。11番 原田ですけど、基盤法の相對契約が、もう終わる中でですね、11番は期間が15年と結構長いですね。それまで、ずっと農業委員会が関わらないといけないでしょうが、その辺の期間の制限は無いと思うんですけど、指導などはされてるんですか。</p> <p>ちょっと短くしてくれとか、中間管理機構へ移行するような説明とか、期間の指導などは、どういう風にされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。こちらの方の期間につきましては、一般的には 10 年とかいう話をさせていただいたんですけど、貸し手の方が 15 年という話をされたみたいで、その期間の調整は、もともと今から苗を植えていくもんですから、10 年以上はいいかなと思うんですけども、指導というか、その相對の契約で押し切れ、こちらはちょっと口出し出来なかった面がございました。 以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>原田委員、よろしいですか。</p>
<p>11 番 (原田文利)</p>	<p>そういった関係で、中間管理機構の方からは、そういった指導というか、法的にそういう風に出来たらですね、逆に、この、国から見たら、もう、いつまでも残さない方が、本当は全部事務处理的にもベターだと思うんですけど、そういうことで何か確認を取れたら、してもらえばいいかなと思います。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>すいません。そこは至らない面がございました。 ちょっと追加の説明でございますけども、この方、88 歳のお母さんなんですけども、実は 65 歳の息子が居りまして、今、千葉におります。近いうちに帰ってくるということで、こういう風な契約内容になっております。 補足でした。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>原田委員、よろしいですか。</p>

<p>11番 (原田文利)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、この件に関しまして何かございますか。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、ご承認いただきましょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは承認いたしたいと思います。</p> <p>次14頁、議案第6号です。 日田市農用地利用集積等促進計画(案)に対する農業委員会の意見についてでございます。 事務局の方からお願いします。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>農業委員会の意見について、でございます。本議案は2月開催の総会から上程することになりました。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3号の規定に基づき、農地利用集積等促進計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴かなければならない、と規定されているものでございます。 本議案は契約の始まりの始期、令和7年5月からの契約で、中間管理事業、新規が29件、再設定はゼロでございます。 内訳としましては、貸し手から公社が14件、公社から借り手が15件ございます。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>議案の一番右の端にですね、ちょっと注釈を入れてるんですけど、基盤から中間管理への契約変更が19件、基盤→中間、続きまして中間管理の借り人変更が2件、中間→中間というような表現です。最後に、新規の中間管理が8件、こちらは無表示という形でございます。 説明は以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、あらかじめ農業委員会の意見を聴く、ということになっております。</p> <p>それでは委員の方のそれぞれエリアにおいて、ご確認をお願いしたいと思います。</p> <p>意見があれば、挙手をして、ご発言願いたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、この件につきましては、意見なしで回答したいと思います。</p> <p>それでは29頁でございます。議案第7号 現況証明書（非農地証明書）の発行についてです。5件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。それでは議案書の29頁、議案第7号 現況証明書の発行についてでございます。</p> <p>今月は5件申請がございます。</p> <p>まず番号の4、大字北豆田〇で、登記簿は畑、現況は山林、面積は47㎡、他一筆で合計面積は289㎡となります。</p> <p>申請人は大字東有田池部町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するためです。</p>

場所でございます。市道中城池部線で市陸上競技場や城内団地を過ぎて左折した池部原の中の赤い丸の場所になります。航空写真で見ますと、このようになっております。こちらが拡大した航空写真で、赤い線が申請地です。字図となります。写真方向を①から⑤の順で案内いたします。まず、○の現況写真です。これが①の写真です。続いて②の写真です。次に○の現況写真です。こちらが④の写真です。最後に、内部の写真となっております。今見ました写真の通り竹林となっており、15 cm程度の太い竹も確認でき、奥は谷となっており、斜面の状況でございました。

こちらは発行基準の4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地、に該当するものです。

次にまいります。

番号の5、大字高瀬○、登記簿は田、現況は宅地で、面積は261㎡です。

申請人は大字高瀬、○さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するためです。

場所は、県道小畑日田線にて高瀬小学校前を過ぎ、日田バイパスを越えて左折した赤い丸の場所になります。航空写真で見ますと、このようになっております。拡大した航空写真で赤い線が申請地です。字図です。写真方向①から④で撮影しました。①の写真です。②の写真です。③の写真です。④の写真です。この申請地の横に主屋がございますけども、課税上の主屋は平成10年に建築されていまして、同時期に造園したと聞いております。

こちらは発行基準の5、すでに農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であり、非農地化後20年以上経過しているもの、に該当するものです。

次に番号の6でございますけども、番号7も同じ申請者で、場所も隣でございますので、一緒に説明をいたします。

申請番号6は大字小迫○、登記簿は畑、現況は宅地、面積は205㎡です。番号7は大字小迫○、登記簿は畑、現況は宅地、他一筆で、合計面積は945㎡です。

申請人はどちらも大字小迫朝日町の○さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用したが、登記地目を変更しないまま、許可書を紛失したため、です。

場所でございますけども、朝日町の朝日小学校の北側から、市道日向山田線で北上し、左折した赤い丸の場所になります。近くにシンダイ九州工場さんがございます。航空写真で見ますと、このようになっております。こちらが拡大した航空写真です。次に赤い枠の○です。こちらは議案の番号6の方ですね。写真方向を①と②で撮影しました。これが①の写真です。こちらが②の写真となります。次に赤い枠の○と○の字図となります。写真方向を③から⑤で撮影をしました。③の現況写真です。④の現況写真です。⑤の現況写真です。写真の通り、番号6は農業用倉庫跡、番号7はロータリー式堆肥舎と堆積棟が確認をできております。番号6の申請地は昭和53年12月4日、指令農企第4-354号で、4条許可を受けたものです。転用目的は農業用倉庫。番号7の申請地は平成13年5月31日、指令日田局農振第54-2で、4条許可を受けたものです。転用目的は、堆肥舎用地。

発行基準の2、農地転用許可申請書に記載した目的通り転用され、非農地化した土地に該当をするもの、でございます。

次は8番、大山町東大山○で、登記簿は畑、現況は山林、面積は2,546㎡です。

申請人は、大山町東大山の○さんです。申請理由は、現況にあわせ地目を整理するためです。

場所は国道212号で南下し、大山町農協鎌手支所を過ぎて左折した小五馬地区の赤い丸の場所になります。航空写真で見ますと、このようになっております。こちらが拡大した航空写真で、赤い線が申請地です。字図です。写真方向①から⑥で撮影しました。こちらが①の写真です。右手には大きな石積みによる段差が出来ております。続いて②の写真です。③の写真です。④の写真です。こちら⑤の写真となります。最後に⑥の写真です。これは中腹から北に向かって撮影をしたところです。写真の通り、下側から三段目と四段目は比較的広く平らとなっております。しかし全体的に大きめの石混じりの土地であり、全体で13段の階段状を成しています。接道から現地まで60mほど山道を上り、両隣は森林となっている状況です。

こちらは発行基準の4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当をするもの、でございます。

以上の案件につきまして、地区ご担当の推進委員さんから、ご意見をいただこうと思っておりますので、よろし

<p>推進委員 (末武正則)</p>	<p>くお願いいたします。</p> <p>まず番号の4、日田・五和地区の末武推進委員さん、お願いいたします。</p> <p>はい。末武です。 25日、事務局と現地調査を行いました。 かなり年数が経った竹藪ですので、これを除去するのは難しいと思い、非農地と判断いたしました。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>ありがとうございます。 次に番号の5、高瀬地区の野村推進委員さん、お願いいたします。</p>
<p>推進委員 (野村常雄)</p>	<p>高瀬地区の野村です。 20日の日に現地を確認しました。 もう、家を建てた時からということです。その時にだいたい4条申請を出すべきではなかったかと思いますが、もう農地に戻すのは難しいし、それをやっても意味がないんじゃないか、と思います。 以上です。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>ありがとうございます。 続きまして6番と7番ですが、朝日地区の平川推進委員さん、お願いいたします。</p>
<p>推進委員 (平川静雄)</p>	<p>朝日地区の平川です。 25日に確認に行きました。 問題無いと思います。 ご審議、お願いします。</p>

<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>最後に8番、東大山地区の森推進委員さん、お願いいたします。</p>
<p>推進委員 (森敬子)</p>	<p>東大山地区の森です。 2月17日に事務局と河津委員と一緒に現地調査に行きました。 現地まで行く道幅が狭く、機械が通る幅ではなく、竹や木が生い茂っていて、竹も侵食しており、非農地だと思います。 以上です。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>ありがとうございました。 事務局からの説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、議案第7号です。 現況証明書(非農地証明書)の発行についてでございます。 何かご質問のある方おられますか。 はい、平川委員どうぞ。</p>
<p>13番 (平川修)</p>	<p>6と7ですけど、これは転用申請して、農業用倉庫と堆肥舎が建っています。 農地に、農業用施設が建ってて現況を、といった感じで農地を、それを宅地として、何もしていなくて、現状は、転用申請をして、その通り建物が建っていて、廃業したりすれば、宅地として、現況を、というのが、ちょっと引っかけます。 宅地なの、というと、農地としては非農地ですよ、という証明を出せば、売買が出来る、売買がしやすくなるってことだろうと、頭の中でうまく整理出来ないのですが。</p>

<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>この経緯でございますけども、まず転用する前に、農振地域でございますんで、農振の農用地から農業施設用地という風に、まず変えています。そのあとに転用申請をして、それから現状に至るわけなんですけども、確かに、今回、非農地証明で宅地という風になりますけども、これで農振地域が外れるわけではないです、という風に聞いております。宅地になるんですけども、農振地域のままとということで、宅地という表現がいいのか、ということですかね。</p> <p>建物が建ってるんで、宅地という表現でさせていただきましたけど、経過としては以上でございます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>平川委員、よろしいですか。</p>
<p>13番 (平川修)</p>	<p>はい。</p>
<p>3番 (飯田隆)</p>	<p>はい。 すいません。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。 飯田委員どうぞ。</p>
<p>3番 (飯田隆)</p>	<p>これ、たぶん堆肥舎を作っている所は1種農地でしたよね。</p> <p>ここは、たぶん1種農地から転用で堆肥舎等を作るということで、その後、もう堆肥舎とか出来ているんですが、今、こういう状況で廃業になる。</p> <p>そして、今、平川委員が言ったように、これをそのまま宅地というカタチで、私もどうかな、と思います。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>すいません。 地目の一覧に。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい、会長。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員、どうぞ。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>13 番 樋口です。 関連ですけど、農振の網は外されないということですので、例えば、これが第三者に転売されたとしても、農業用の建物であるとか、そういったものしか出来ないという解釈でよろしいでしょうか。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。農振を外すわけじゃないんで、その通りでございます。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。 ありがとうございます。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>それから、その地目としましては、公に十何種あったと思うんですけども、何が適切かといったときに、農業施設というのは無かったと思いますんで、宅地で判断したところです。</p>

<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>はい、すいません。 いいですか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>穴井委員、どうぞ。</p>
<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>4 番 穴井でございます。 通常、こういうときですね、補助事業が入ってますので、地目としては、牧場とかって話になってるのが多いと思います。 ただし、ここは国の造成事業が入ってますので、農振から外すことは不可能と思います。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>農振に関しましては、今回の非農地証明することによって外れることはない、という風に聞いております。 で、牧場ですか。という表現がよければ修正はできる。</p>
<p>4 番 (穴井浩司)</p>	<p>ただ、地目については、法務局の判断がありますので、どうなるかというのは言えませんが、通常、今まで補助事業で造成した畜産団地等は、牧場というような地目を付けているようなところが多かったと思います。 中には、住宅もあつたりしますので、その辺りは宅地の部分もあつたと思いますが、そこは、私どもがあまり話しちゃいけないのかなあと思っています。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。 すいません。ちょっと返答のしようがないもので、このままいかしていただいてよろしいですか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。 他にはございませんか。</p>
<p>5 番 (河津祐二)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>河津委員、どうぞ。</p>
<p>5 番 (河津祐二)</p>	<p>5 番 河津です。 5 番の宅地になっていた分を、非農地証明を発行するということと、第4条での追認での申請、この違いというのは、20年経つか経たないか、で決まるというので、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>はい。仰る通りでございます。 大分県の非農地化の基準で、20年以上というようですね、表現がございますんで、20年以上を超えて、その前のその転用というのは、非農地が発行出来るという風に明記されてますんで、20年以上だったら非農地、その手前であれば追認という形になります。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、他に何かございませんか。 よろしいですか。 それでは、現況証明書（非農地証明書）を発行して、よろしいでしょうか。 (はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 それでは、非農地証明書、発行いたしたいと思います。</p> <p>それでは 32 頁、議案第 8 号 日田市農業委員会事務規程の一部を改正する告示を次のように定める、ということでございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>はい。議案第 8 号 日田市農業委員会事務規程の一部改正について説明させていただきます。 議案書の 32 頁からをご覧ください。 まず、本日、「日田市農業委員会事務規程」の改正の説明の参考として、4 つの資料をお手元にお配りしてありますのでご確認ください。</p> <p>1 つ目は現行の規程の資料を 2 枚綴じているものになります。次に資料 1 とした A 3 横の資料になります。残りの 2 つが資料 2 と資料 3 とした 2 種類の資料になりますので、ご確認ください。皆さんお手元にございますでしょうか。</p> <p>それでは説明に移りたいと思います。</p> <p>このたびの農業経営基盤強化法の改正により、令和 7 年度より農用地利用集積計画に基づく相対による農地の貸し借りが出来なくなりますが、こういった法改正の内容に伴いまして、「日田市農業委員会事務規程」の一部を改正する必要が生じることから、改正議案を上げるに至ったものでございます。</p> <p>さらに、過去に行われている農業経営基盤強化促進法や農業委員会に関する法律などの改正に伴って変更されていた内容についても、今回、合わせて改正するものです。</p> <p>資料 1 をご覧ください。今回改正する必要の生じている規程の事務分掌の第 6 条の各項目を表にし、改正後の項目と並べました対照表となります。この表の右側には、改正の根拠法例等も記しております。</p> <p>このたびの農業経営基盤強化促進法の改正に伴い変更となる項目は、旧法の第 4 条第 3 項第 1 号の規定による利用権の関係であります。ここでいうところの 22 項、同じく旧法第 18 条の規定による農用地利用集</p>

積計画の関係であります 23 項です。これらの 2 項目は、今回の改正に伴い削ることになります。

次に平成 28 年の農業委員会に関する法律の改正に基づき変更となる項目としては、5 項と 7 項、と 12・13・14 項です。これらにつきましては、表の真ん中の改正案の列に記しておりますが、5 項と 7 項については「農地等の利用の最適化の推進に関する事」になります。12 項と 13 項については「農業一般に関する調査及び情報の提供に関する事」に、14 項については「関係行政機関等に対する農地等利用最適化推進施策の改善についての意見を提出すること」にそれぞれ法律の改正後の文言に合わせて変更しております。

次に 10 項の農地保有合理化促進事業に関する事については、参考に資料 3 をご覧ください。新しい農地制度と書いたものです。こちらは農地中間管理事業の推進に関する法律の制定や、平成 26 年の農地経営基盤強化促進法の改正等に伴い変更するもので、「農地中間管理機構が行う事業に関する事」としました。

続いて、今回の規程の改正に伴い、合わせて削る項目として、9・17・18・19 を挙げております。これらの項目は現在事業として存在していないものです。なお今後これらの項目の内容の事務が発生した場合には、最後の 24 項の中で処理出来るものでございますので、今回の改正に合わせて整理するものでございます。

続きまして議案書の 34、35 頁をご覧ください。

こちらは文書の分類の別表ですが、今回の事務分掌の項目の変更に合わせて農業委員会の取り扱う文書種別についても整理の必要が生じ、今回改正するものです。

資料 2 をご覧ください。資料 2 は、別表の文書種別を抜き出したものです。この中で「第 1 種・30 年保存文書」の 7 番については、農業委員会に関する法律の改正に伴い、「意見書提出一件」に変更しております。また、「第 2 種・10 年保存文書」の 10 番については、農地中間管理事業の推進に関する法律の制定や、平成 26 年の農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、「農地中間管理機構が行う事業関係一件」に変更しております。

また、太字のゴシックにしているものについては、今後新たに文書作成する見込みの無いものと判断し、今回の改正に合わせて整理するものです。

	<p>なお、議案書 36 頁を見ていただきましたら判りますように、将来的に今回削る項目の文書の取り扱いが生じた場合のために、「経過措置」を設けております。</p> <p>今回、この議案につきましては、事務局が告示案を作成し、日田市総務課行政係の加筆修正を経て、上程したものでございます。</p> <p>この規程の改正につきましては、令和 7 年 4 月 1 日からの施行となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>今、事務局の方で説明がありましたが、何かわからないことがあったら質問していただきたいと思いま</p> <p>す。</p> <p>よろしいですか。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>一応、今回、相對の契約が 4 月 1 日から出来なくなりますので、そういう内容が事務規程の中にも含まれておりましたので、今回整理する運びとなりました。</p> <p>それに合わせて、過去の法改正などに合わせて整理してなかったところをですね、今回、合わせて整理したところになります。ちょっと、今まで、法改正等に合わせて整理していなかったところもまとめて出したので、解り難かったかなとは思いますが、改正後の文言等に合わせて整理させてもらいまして、市役所の方の法務の担当もしています行政係の方にチェックしていただいて、今回、上げさしてもらったものになりますので、よろしく願います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。</p> <p>よろしいですか。</p>

<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。 ひとついいですか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。 樋口委員どうぞ。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>すいません。9 番 樋口です。 相対契約が出来ないということで、今回の規程の改正ということですが、相対契約している方も、今現在多数いるんじゃないかなあと想定しておりますし、今後も農業委員会が判らない部分で、個人で契約している方も、今後もする方もいるんじゃないかと思えますけど、そういった方は、どういった、トラブルといいますか、起こるか、何かそういったことの想定等、わかりますか。 何か、例えば裁判沙汰とかになったときには、もう個人個人で賃借しているものは駄目ですので、なんかトラブルが起こる、何か、こう考えられるトラブル等がありますかね。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>まず、基盤法による相対契約の関係ですけれども、今後発生する事務処理としましては、これまでもやっておりますけれども、新たな契約は出来ませんが、解約等の事務が発生しますので、そういった項目については、まだ、今回別表の第2種の9番とかで残している状態です。 事務文書は、まだ今後発生する可能性がありますので、ただ、事務分掌的には、農地中間管理機構が行う事業等に、もう総括するような形にして一番最後のその他事務局の分掌を相当とすること、という中で処理できるものと考えております。 今、樋口委員が後半仰られた内容につきましても、そういった問題っていうのは、今現在、基盤法による相対契約が行われていた今までも発生して、対応の必要性が生じる可能性もあったものですので、それは、これからも今まで通りの対応となるかと思えます。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員、よろしいですか。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、他に何かございますか。 よろしいですか。 はい、それでは、今の事務局の説明の通り進めていきたいと思ひます。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>次 37 頁です。 議案第 9 号 3 月調査委員の選任についてでございます。 私の方からのご指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。それでは指名させていただきます。 日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第 3 条の規定に基づき選任するものでございます。 12 番 中島幸一郎委員、14 番 横田秀喜委員、15 番 川津清則委員の 3 名の方をお願いしたいと思います。</p>

それでは、次に報告に入りたいと思います。

(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 7 年 4 月 8 日

議 長 会 長

署 名 委 員 5 番

署 名 委 員 19 番